

信用保証協会は、中小企業者等が金融機関から借り入れる際にその借入債務を保証することにより、事業資金の借入を円滑化する役割を有している。保証制度については一般保証以外にも経済環境の変化等により様々な制度が創設されてきた。

セーフティネット保証制度

(1)制度の内容

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、資金供給の円滑化を図るために保証限度額の別枠化を行う制度である（別枠保証限度額 普通保険：2億円、無担保保険：8,000万円、特別小口保険：1,250万円）。

(2)おもな手続き

上記の理由等で経営の安定に支障を生じている中小企業者が中小企業信用保険法第2条(定義)第3項(特定中小企業者)の1号~6号の認定を事業所の所在地を管轄する市町村長又は特別区長から受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む。

(3)各号の内容と事例

1号~6号の内容および事例は以下の通りである。

1号要件：大型倒産（再生手続開始申立等）が発生した際に連鎖倒産

を防ぐために、当該事業者に売掛債権50万円以上を有する取引中小企業者等のための措置（事例：株マイカル、佐藤工業株）。

2号要件：取引先企業等の事業活動の制限により影響を受ける直接・間接取引中小企業者及び近隣等に所在する中小企業者のための措置（事例：牛海綿状脳症（いわゆる狂牛病）の確認に伴い畜産業を営むもの（牛関係に限る）が実施している牛取引の制限、株壽屋が平成13年12月27日から実施した店舗の閉鎖及び休業）。

3号要件：突発的災害（事故等）により、影響を受ける特定の地域の特定の業種を営む中小企業者のための措置（事例：有明海ノリ不作、米国同時多発テロ事件を契機とした沖縄県における観光産業等）。

4号要件：突発的災害（自然災害等）により、影響を受ける特定の地域の中小企業者のための措置（事例：有珠山・三宅島噴火災害）。

5号要件：（全国的に）業況の悪化している業種に属する中小企業者のための措置（事例：半導体製造装置製造業など平成14年4~6月期は194業種指定）。

6号要件：金融機関の破綻により当該金融機関からの借入が困難になる等、資金繰りが悪化している中小企業者のための措置（事例：石川銀

行、中部銀行）。

ちなみに平成10年10月から平成13年3月まで実施された中小企業金融安定化特別保証制度については上記のうち、5号による特例措置であった。

売掛債権担保融資保証制度

(1)制度の内容

この制度は売掛債権を担保とした借入について、信用保証協会が信用保証を行うことで中小企業者の資金調達をバックアップすることを目的に平成13年12月17日にスタートした制度である。本年4月26日現在、保証承諾件数が261件、保証承諾額は約70億円（融資額ベース）に達している。

(2)おもな仕組み

中小企業者は、自ら保有する売掛債権（売掛金債権、割賦販売代金債権、運送料債権、診療報酬債権、工事請負代金債権等）を担保（譲渡担保）として金融機関から借入を行う際に、信用保証協会にこの制度に基づく保証の申込を行う（別枠保証、借入限度額：1億1,100万円、保証割合：90%）。

この制度には、「根保証型」と「個別保証型」があり、根保証とは、借入のたびに保証申込を行わなくとも、1年の保証期間内に行う予め決められた借入上限額の範囲内の借入（反復利用可能）については自動的に保

証を行うもので、個別保証とは、借入の都度、保証申込を行うものである。

また譲渡担保の保全のため、売掛債権の債権譲渡については、債権譲渡登記制度に基づく登記、売掛先への通知、売掛先の承諾のいずれが必要である。

(3)取扱要領の一部改正

この制度の取扱要領の一部が改正され、4月22日から適用が開始された。

対象となる売掛先の要件緩和

・根保証における第三債務者の数：信用力が高いものとして取扱金融機関または信用保証協会が特に認めた場合、対象売掛先が上場有配企業・官公庁以外の1社でも差し支えない。
 ・売掛先との継続取引要件：従前の「3年以上」から根保証の場合、取引の継続（目安として1年以上）に、また個別保証における継続取引要件はなくなった。

根保証期間中の売掛債権に関する定期報告の省略

金融機関の判断により、報告を省略（協会への承認不要）できるようになった。また報告をする場合でも、使用する書式は所定のもの以外、同様の内容のものであれば差し支えなくなった。

第三債務者対抗要件の追加

第三債務者対抗要件として、民法

第467条の規定に基づく「承諾」が追加された。これにより、いわゆる「条件付の承諾」も認められることとなった。

特定社債保証制度

(1)制度の内容

この制度は、中小企業者に対する直接金融の途を開き、資金調達の多様化・円滑化を図るために、信用保証協会が中小企業者の発行する社債（私募債）に信用保証を付与する制度である。平成12年4月に創設され、本年3月までの約2年間で保証承諾件数が4,279件、保証承諾額が約4,100億円に達している。

(2)主な仕組み

この制度の保証対象は株式会社に限られ、取扱金融機関との共同保証方式（保証協会90%、金融機関10%）による期限一括償還である。また1回の最低発行額は5,000万円で発行最高限度額5億円（保証限度額：4億5,000万円、但し普通保険、無担保保険との合算（除く倒産関連保証））となっている。

(3)適債要件

(要件1)

純資産額（＝資本の額）が5億円以上である中小企業者であって、以下の又はのいずれか、および又はのいずれかを満たすことが要件となる。

自己資本比率：15%以上

純資産倍率：1.5倍以上

使用総資本事業利益率（＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷資産の額×100）：5%以上

インタレスト・カバレッジ・レーシオ（＝（営業利益＋受取利息・受取配当金）÷（支払利息＋割引料））：1.0倍以上

さらに多くの中小企業者の利用促進を図るため、適債要件の緩和を行い、本年4月1日から上記要件に加え、純資産額要件を3億円以上5億円未満とする一方で、その他の指標要件を強化した新たな要件が追加された。

(要件2)

純資産額が3億円以上5億円未満の中小企業者であって、以下の又はのいずれか、および又はのいずれかを満たすこと。

自己資本比率：20%以上

純資産倍率：1.5倍以上

使用総資本事業利益率：10%以上

インタレスト・カバレッジ・レーシオ：1.5倍以上

以上、信用保証協会の各種制度を見てきたが、信用保証制度については全国で220万の中小企業（3企業に1企業）が利用している。このことから信用保証制度はわが国中小企業金融対策の根幹を支え、重要な役割を担っているといえる。